

第一号議案

岩手高等学校ラグビー部OB会 会則（案）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は「岩手高等学校ラグビー部OB会」と称する。

（事務局）

第2条 本会の事務局を岩手高等学校に置く。

（目 的）

第3条 本会は岩手高等学校ラグビー部の伝統を基盤として、会員相互の親睦並びに岩手高等学校ラグビー部の発展に寄与することを目的とする。

（会 員）

第4条

- 1、本会会員は、原則として岩手高等学校ラグビー部の出身者とする。
- 2、岩手高等学校ラグビー部及び、本会に貢献のあった者で会員二名以上が推薦し会長が認めた者。

第2章 事 業

（事 業）

第5条 本会は次の事業を行う。

- 1、総会
- 2、OB 定期戦の開催、会員相互の親睦等
- 3、会員名簿の作成
- 4、在校生の部活動に対する援助および指導
- 5、その他総会にて決定した事項

第3章 役 員

（役 員）

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	若干名

幹事長	1名
幹事	若干名
事務局長	1名
事務局	若干名
監事	2名
顧問	若干名

(役員の任務)

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1、顧問は本会則第3条の目的達成のため本会運営に参加し、適切な助言と指導を行うことができる。
- 2、会長は、本会を代表して会務を総括する。
- 3、副会長は、会長を補佐し、会長が任務を遂行できない場合はこれを代行する。
- 4、幹事長は、会長を補佐し、会務全般を執行する。
- 5、幹事は、本会の運営および重要事項の審議に当たる。また、幹事長の業務を補佐するとともに、本会会員相互の連絡を計り、本会の事業を推進する。
- 6、事務局は、事務局を代表して年度毎の会計帳簿の作成、事業報告書の作成等の事務を行う。
- 7、監事は、業務の執行状況並びに会計を監査し総会に報告する。

(役員の任期)

第8条

- 1、本会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2、役員は任期満了の後でも後任の役員が選出されるまではその職務を行う。
- 3、欠員により補選された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の選出)

第9条 会長および監事は総会において会員の中から選出する。

第4章 総 会

(総 会)

第10条 本会は、毎年 月に定期総会を開き出席者と委任状をもって成立とする。また、必要に応じ会長が招集する。

(決議事項)

第11条 総会における決議事項は、次のとおりとする。

- 1、会務報告
- 2、規約の改正
- 3、役員の改選
- 4、会計報告
- 5、母校および在校生部活動の後援に関する事項
- 6、その他本会の目的達成に必要な事項

(議事運営)

第12条

- 1、総会の議長は、出席者の中から役員以外の者がこれに当たる。
- 2、総会の議決は、委任状を含む出席者の過半数を以って決定する。

第5章 役員会

(決議事項)

第13条 役員会において決すべき事項は次の通りとし、役員会の運営は幹事長が行うものとする。

- 1、総会に附議すべき事項
- 2、予算および決算に関する事項
- 3、その他会務執行に関する事項

第6章 会 費

(会 費)

第14条

会費は、年間3,000円とし、年度当初に納入するものとする。

(経 費)

第15条 本会の経費は、会費および事業による収益金を以ってこれに充てる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、1月1日より翌年の12月31日までとする。

(会計報告)

第17条 事務局は、総会において決算報告をするものとする。

第7章 弔 慰

(弔 慰)

第18条 会員および学生が死亡した時は弔慰金等を以って弔意を表す。

第19条 弔意は次のとおりとする。

会員 供花または5000円

学生 供花または5000円

その他必要な場合には役員が勘案する。

付 則

この会則は、平成24年2月25日から施行する。

以下余白